

○総務省告示第七十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条第二項（第四十六条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十五日

総務大臣 山本 亘祐

第1柱1中「又は無電極放電ランプ」を「、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置又は電気自動車用非接触電力伝送装置」と、「又は「無電極放電ランプ」を「、「無電極放電ランプ」、「一般用非接触電力伝送装置」又は「電気自動車用非接触電力伝送装置」に改める。

第2に次のように加える。

長	17 電源端子における 妨害波電圧	周波数帯	測定値	
			準尖頭値	平均値
		(1) 150kHz 以上 500kHz 以下	()	()
		(2) 500kHz を超え 5 MHz 以下	()	()
	(3) 5 MHz を超え 30MHz 以下	()	()	
辺	18 利用周波数による 発射及び不要発射に よる磁界強度又は電 界強度	周波数帯	準尖頭値の測定値	
		(1) 150kHz 以上 526.5kHz 未満	()	
		(2) 526.5kHz 以上 1,606.5kHz 以下	()	
		(3) 1,606.5kHz を超 え 4 MHz 以下	()	
		(4) 4 MHz を超え 6.765MHz 未満	()	
		(5) 6.765MHz 以上 6.776MHz 以下	()	
		(6) 6.776MHz を超え 6.795MHz 以下	()	
		(7) 6.795MHz を超え 11MHz 以下	()	
		(8) 11MHz を超え 20.295MHz 未満	()	
		(9) 20.295MHz 以上 20.385MHz 以下	()	
				短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

(3) 3 枚目

長	試験成績表 (その 2)			
	18 利用周波数による 発射及び不要発射に よる磁界強度又は電 界強度	周波数帯	準尖頭値の測定値	19 測定条件等
		(10) 20.385MHz を超え 30MHz 未満	()	
		(11) 30MHz 以上 33.825MHz 未満	()	
		(12) 33.825MHz 以上 33.975MHz 以下	()	
		(13) 33.975MHz を超え 80.872MHz 以下	()	
		(14) 80.872MHz を超え 81.88MHz 未満	()	
		(15) 81.88MHz 以上 134.786MHz 以下	()	
		(16) 134.786MHz を超 え 136.414MHz 未満	()	
		(17) 136.414MHz 以上 230MHz 以下	()	
		(18) 230MHz を超え 1,000MHz 以下	()	
		短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)		

注 1 施行規則第 46 条第 1 項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれている^{きょう}筐体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
ア 「磁界結合」、「電界結合」のように記載すること。
イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（以下4の欄から10の欄までの記載において同じ。）。
- (4) 4の欄の記載は、次によること。
ア 高周波出力の定格値を記載すること。
イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (5) 5の欄は、「(何) kHz から (何) kHz まで」のように記載すること。
- (6) 6の(1)から(3)までの欄は、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (7) 7の欄の記載は、次によること。
ア 7の(1)から(10)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。ただし、400kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置の場合は、7の(4)の欄を「4MHzを超え11MHz以下」とし、7の(8)の欄を「11MHzを超え30MHz未満」とし、7の(5)から(7)まで、(9)及び(10)の欄は、記載を不要とする。
イ 7の(11)から(18)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。ただし、400kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置の場合は、7の(11)の欄を「30MHz以上80.872MHz以下」とし、7の(12)及び(13)の欄は、記載を不要とする。
- (8) 8の欄は、給電動作を許容する最大の伝送距離の設計値を記載すること。
- (9) 9の欄は、給電動作を許容する最大の水平位置移動可能距離の設計値を記載すること。
- (10) 10の欄は、施行規則第46条の2第1項第9号(1)(八)又は(2)(八)に定める電波の強度が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように措置した内容を記載すること。
- (11) 添付図面等の記載は、次によること。
ア 図面はできる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
オ 接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。
- (12) 12の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (13) 13の欄及び14の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (14) 15の(2)の欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
- (15) 16の(2)の欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の利用周波数の設計値に対応する周波数の測定値を記載すること。
- (16) 17の(1)から(3)までの欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の測定値を次のように記載すること。
ア 電源端子における妨害波電圧の準尖頭値及び平均値の測定値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、17の(1)から(3)までの欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。
イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
- (17) 18の(1)から(18)までの欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の測定

値を次のように記載すること。

ア 高周波発生装置から 10 メートルの距離で測定した準尖頭値の最大の値をデシベル (18 の(1)から(10)までの欄は、毎メートル1 マイクロアンペアを0 デシベル、18 の(11)から(18)までの欄は、毎メートル1 マイクロボルトを0 デシベルとする。)で記載すること。また、18 の(1)から(18)までの欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。この場合において、10 メートルの距離における測定が困難なときは、3メートルの距離で測定し、その値に次の表の値を減じて得た値をもって測定値とする。

周波数	減じる値
150kHz 以上 4 MHz 以下	24.5 デシベル
4 MHz を超え 11MHz 以下	24.5 デシベルから 10 デシベルまで周波数の対数に対して直線的に減少した値
11MHz を超え 1,000MHz 以下	10 デシベル

イ 高周波発生装置が 2 以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

ウ 400kHz 帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置の場合は、18 の(4)の欄を「4 MHz を超え 11MHz 以下」とし、18 の(8)の欄を「11MHz を超え 30MHz 未満」とし、18 の(5)から(7)まで、(9)及び(10)の欄は記載を不要とし、18 の(11)の欄を「30MHz 以上 80.872MHz 以下」とし、18 の(12)及び(13)の欄は記載を不要とする。

(18) 19 の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件 (気温湿度)、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、(17)アにおいて、3メートルの距離において測定した場合は、その旨を記載すること。

(19) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注 2 施行規則第 46 条の 3 第 1 項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。

(2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

(3) 設計書は、1 及び 2 の欄並びに設計変更に係る事項の欄について注 1 に準じて記載すること。また、11 の欄に掲げる添付図面等のうち添付するものを○で囲むこと。

(4) 試験成績表は注 1 に準じて記載すること。

8 電気自動車用非接触電力伝送装置の場合

(1) 1 枚目

設計書		整理番号			
		指定番号			
1	型式名		2	製造業者名	
3	電力伝送の方式		4	高周波出力	
5	利用周波数				
6	電源端子における妨害波電圧	周波数帯	(1) 150kHz 以上 500kHz 以下	(2) 500kHz を超え 5 MHz 以下	(3) 5 MHz を超え 30MHz 以下
		準尖頭値			
		平均値			
長		周波数帯	(1) 10kHz 以上 79kHz 未満	(2) 79kHz 以上 90kHz 以下	(3) 90kHz を超え 150kHz 未満
		準尖頭値			
		周波数帯	(4) 150kHz 以上 158kHz 未満	(5) 158kHz 以上 180kHz 以下	(6) 180kHz を超え 237kHz 未満

7 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	準尖頭値			
	周波数帯	(7) 237kHz 以上 270kHz 以下	(8) 270kHz を超え 316kHz 未満	(9) 316kHz 以上 360kHz 以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(10) 360kHz を超え 395kHz 未満	(11) 395kHz 以上 450kHz 以下	(12) 450kHz を超え 526.5kHz 未満
	準尖頭値			
	周波数帯	(13) 526.5kHz 以上 1,606.5kHz 以下	(14) 1,606.5kHz を超え 4 MHz 以下	(15) 4 MHz を超え 11MHz 以下
	準尖頭値			
	周波数帯	(16) 11MHz を超え 30MHz 未満	(17) 30MHz 以上 80.872MHz 以下	(18) 80.872MHz を超え 81.88MHz 未満
	準尖頭値			
	周波数帯	(19) 81.88MHz 以上 134.786MHz 以下	(20) 134.786MHz を超え 136.414MHz 未満	(21) 136.414MHz 以上 230MHz 以下
	準尖頭値			
周波数帯	(22) 230MHz を超え 1,000MHz 以下			
準尖頭値				
8 送信を許容する最大伝送距離		9 送信を許容する最大水平位置移動可能距離		
10 電波の強度に対する安全施設の状態				
11 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2)構造を示す図及び写真 (3) 接続図			
12 参考事項				

辺

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 番)

(2) 2 枚目

	試験成績表 (その 1)		13 製造番号	
			14 製造年月日	
15 高周波出力	(1) 定格値	(2) 測定値	19 測定条件等	
16 利用周波数	(1) 設計値	(2) 測定値		
17 電源端子における妨害波電圧	周波数帯	測定値		
		準尖頭値	平均値	
	(1) 150kHz 以上 500kHz 以下	()	()	
	(2) 500kHz を超え 5 MHz 以下	()	()	
(3) 5 MHz を超え 30MHz 以下	()	()		
18 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	準尖頭値の測定値		
	(1) 10kHz 以上 79kHz 未満	()		
	(2) 79kHz 以上 90kHz 以下	()		

長

辺	(3) 90kHz を超え 150kHz 未満	()
	(4) 150kHz 以上 158kHz 未満	()
	(5) 158kHz 以上 180kHz 以下	()
	(6) 180kHz を超え 237kHz 未満	()
	(7) 237kHz 以上 270kHz 以下	()
	(8) 270kHz を超え 316kHz 未満	()
	(9) 316kHz 以上 360kHz 以下	()

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

(3) 3 枚目

試験成績表 (その 2)			
	周波数帯	準尖頭値の測定値	19 測定条件等
長 辺	(10) 360kHz を超え 395kHz 未満	()	
	(11) 395kHz 以上 450kHz 以下	()	
	(12) 450kHz を超え 526.5kHz 未満	()	
	(13) 526.5kHz 以上 1,606.5kHz 以下	()	
	(14) 1,606.5kHz を超 え 4 MHz 以下	()	
	(15) 4 MHz を超え 11MHz 以下	()	
	(16) 11MHz を超え 30MHz 未満	()	
	(17) 30MHz 以上 80.872MHz 以下	()	
	(18) 80.872MHz を超え 81.88MHz 未満	()	
	(19) 81.88MHz 以上 134.786MHz 以下	()	
	(20) 134.786MHz を超 え 136.414MHz 未満	()	
	(21) 136.414MHz 以上 230MHz 以下	()	
	(22) 230MHz を超え 1,000MHz 以下	()	

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 施行規則第 46 条第 1 項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1 の欄は、高周波発生装置が組み込まれている 筐体^{きょうたい}の型式名を記載すること。
- (3) 3 の欄は、高周波発生装置が 2 以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること (以下 4 の欄から 10 の欄までの記載において同じ。)
- (4) 4 の欄の記載は、次によること。
 - ア 高周波出力の定格値を記載すること。

- イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (5) 5の欄は、「(何) kHz から (何) kHz まで」のように記載すること。
- (6) 6の(1)から(3)までの欄は、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (7) 7の欄の記載は、次によること。
- ア 7の(1)から(16)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。）で記載すること。
- イ 7の(17)から(22)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (8) 8の欄は、給電動作を許容する最大の伝送距離の設計値を記載すること。
- (9) 9の欄は、給電動作を許容する最大の水平位置移動可能距離の設計値を記載すること。
- (10) 10の欄は、施行規則第46条の2第1項第10号(8)に定める電波の強度が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように措置した内容を記載すること。
- (11) 添付図面等の記載は、次によること。
- ア 図面はできる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
- ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
- エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
- オ 接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。
- (12) 12の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (13) 13の欄及び14の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (14) 15の(2)の欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから、5分経過後の最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
- (15) 16の(2)の欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の利用周波数の設計値に対応する周波数の測定値を記載すること。
- (16) 17の(1)から(3)までの欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の測定値を次のように記載すること。
- ア 電源端子における妨害波電圧の準尖頭値及び平均値の測定値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、17の(1)から(3)までの欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。
- イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
- (17) 18の(1)から(22)までの欄は、電源を投入し、給電動作を開始してから5分経過後の測定値を次のように記載すること。
- ア 高周波発生装置から10メートルの距離における準尖頭値の測定値をデシベル（18の(1)から(16)までの欄は、毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、18の(17)から(22)までの欄は、毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、18の(1)から(22)までの欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。
- この場合において、周囲雑音レベルが高い等の理由により特定の周波数において10メートルの距離で測定することができないときは、当該周波数においてはより短い距離における測定値を記載すること。
- イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。

- (18) 19 の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、(17)アにおいて、10メートルより短い距離で測定した場合には、その旨及び測定距離等を記載すること。
- (19) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について注1に準じて記載すること。また、11の欄に掲げる添付図面等のうち添付するものを○で囲むこと。
- (4) 試験成績表は注1に準じて記載すること。